

令和2年第2回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和2年6月8日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 武澤 豪	2番 北上 正弘
3番 後藤 修	4番 坂東 重夫
5番 藤本 功男	6番 笠井 安之
7番 中野 厚志	8番 笠井 一司
9番 川人 敏男	10番 檜原 伸
11番 松村 幸治	12番 吉田 稔
14番 江澤 信明	15番 檜原 賢二
16番 木村 松雄	17番 阿部 雅志
18番 出口 治男	19番 原田 定信
20番 三浦 三一	

欠席議員（1名）

13番 森本 節弘

会議録署名議員

7番 中野 厚志

8番 笠井 一司

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 藤井 正助	副市長 町田 寿人
副市長 春木 尚登	教育長 坂東 英司
企画総務部長 野崎 圭二	市民部長 矢田 正和
健康福祉部長 妹尾 浩子	産業経済部長 岩佐 賢二
建設部長 川野 一郎	水道部長 藤野 芳大
会計管理者 藤川 靖人	教育部長 阿部 仁子
危機管理局長 吉川 和宏	

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 猪尾 正

事務局議事総務課長 笠井 久美代

事務局議事総務課長補佐 藤岡 知寛

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 4 1 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 4 3 号 令和 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 4 4 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 4 5 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 6 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 7 号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 1 1 議案第 5 2 号 大俣公民館改築工事請負契約の締結について
- 日程第 1 2 議案第 4 2 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 1 3 議案第 4 8 号 阿波市老人ルーム条例の一部改正について
- 日程第 1 4 議案第 4 9 号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 1 5 議案第 5 1 号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 6 議案第 5 3 号 徳島中央広域連合規約の変更について
- 日程第 1 7 報告第 2 号 令和元年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 1 8 報告第 3 号 令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 1 9 請願第 1 号 徳島県主要農作物種子条例制定を求める請願

午前10時00分 開会

○議長（松村幸治君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立しました。

開会に先立ちまして、第82回四国市議会議長会定期総会において表彰を受けられました議員に対しまして、表彰状の伝達を行いたいと思います。

事務局長がお名前を申し上げますので、演台までお越しくくださいますようお願いを申し上げます。

○議会事務局長（猪尾 正君） それでは、四国市議会議長会被表彰者のお名前を申し上げます。

特別表彰20年以上議員として出口議員、一般表彰3年以上正副議長として森本議員が表彰をされました。

出口議員、演台の前までお越しく下さい。

出口議員、前にお進みください。

○議長（松村幸治君） 表彰状。阿波市、出口治男殿。あなたは市議会議員在職20年の長きにわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに本会表彰規程により特別表彰として表彰します。令和2年4月30日、四国市議会議長会会長、松山市議会議長清水宣郎。

おめでとうございます。（拍手）

今回表彰されました議員の皆様の長年のご活動に対しまして深甚なる敬意を表しますとともに心よりお祝いを申し上げます。今後とも健康に留意され、市政発展のため、ますますご活躍されますことをご期待申し上げます。

以上で表彰状の伝達を終わります。

ただいまから令和2年第2回阿波市議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例会の開催に際しましては、先日開催されました議会運営委員会で協議した結果、新型コロナウイルス対策として密閉、密集、密接の3密を避けるため、議場のドアは風が通るだけあけて行い、理事者においては三役及び各部長級の出席とし、次長級については別室待機とさせていただいております。また、前回に引き続きマスクの着用及び消毒液の利用をお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、議長会関係会議の概要をご報告申し上げます。

去る4月8日に阿南市において開催予定でありました第160回徳島県市議会議長会定期総会及び先ほどの表彰状の伝達にも申しましたとおり、4月30日に松山市において開催予定でありました第82回四国市議会議長会定期総会、また5月27日に東京都において開催予定でありました第96回全国市議会議長会定期総会が、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、書面での開催となっております。

続いて、組合関係、その他についてご報告申し上げます。

組合関係では、3月24日に徳島中央広域連合議会、3月25日に中央広域環境施設組合議会、阿北特別養護老人ホーム組合議会、阿北環境整備組合議会、阿北火葬場管理組合議会に出席をしています。

その他といたしましては、3月4日に土成図書館・公民館落成式、3月7日に伊沢認定こども園落成式、3月16日に御所放課後児童クラブ落成式、3月17日にヘンロ小屋57号土成落成式典及び三木武夫実家跡地記念碑除幕式、3月20日にかきはら子ども園、はやし子ども園新築工事落成記念式典、3月26日に阿波市阿波地域交流センター落成式、3月27日に市場かもめこども園落成式などの式典に出席しております。

なお、4月以降例年開催されております各種団体の総会等につきましては、新型コロナウイルス感染拡大の影響により中止となっております。

次に、監査委員から、令和2年1月から4月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されています。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管していますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告しておきます。

諸般の報告は以上のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

~~~~~

## 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松村幸治君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番中野厚志君、8番笠井一司君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（松村幸治君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、6月1日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果について委員長の報告を求めます。

阿部議会運営委員長。

○議会運営委員長（阿部雅志君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果について報告を申し上げます。

令和2年第2回阿波市議会定例会の運営協議のため、6月1日午前9時30分から委員会室において、正副議長及び委員7名、理事者側から市長、副市長、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日6月8日から6月30日までの23日間に決定をいたしました。

議事日程につきましては、既に配付してあります日割り表のとおり、本日は諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

なお、議案第41号、議案第43号から議案第47号、議案第50号及び議案第52号については、先議を予定しております。

6月17日の本会議は午前10時に開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しております。6月18日午前10時に開会し一般質問、6月19日午前10時に開会し一般質問、その後、議案に対するの質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、6月23日午前10時から総務常任委員会、6月24日午前10時から文教厚生常任委員会、6月25日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、6月30日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日6月9日の正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしくお願いいたします。報告といたします。

○議長（松村幸治君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から6月30日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、会期を本日から6月30日までの23日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第3 行政報告

○議長（松村幸治君） 日程第3、行政報告を市長に求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） おはようございます。

本日は、令和2年第2回阿波市議会定例会を招集しましたところ、松村議長、笠井一司副議長初め議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

まずは、先ほど四国市議会議長会から表彰の伝達を受けられました出口治男議員、森本節弘議員におかれましては、長年のご功績に対しまして心から敬意を表するとともに、お祝いを申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、市政の重要課題等についてご報告を申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてでございます。政府は先月25日、首都圏1都3県と北海道で継続しておりました緊急事態宣言を、感染状況や医療体制が改善したと判断したことから全面解除をいたしました。本市では、感染拡大の予防対策や生活の支援など、引き続き市民生活に大きな影響が生じないように努めますとともに、第2波の発生に備え、万全の対策を講じてまいります。今後、徐々に社会経済活動が再開されることから、市民の皆様に感染拡大のリスクを減らすための新しい生活様式を取り入れていただきますよう、情報発信の強化に努めてまいります。

次に、3月26日、阿波市阿波地域交流センター及びあわむすびの落成式をとり行いました。式典には、全国知事会会長、徳島県知事飯泉嘉門様代理、後藤田博副知事を初め、徳島県議会議員寺井正邇様、徳島県議会議員大塚明廣様、徳島県警察本部長根本純史様、市議会議員各位や工事関係者など、多くの方にご出席をいただきまして完成を祝いまし

た。この施設には、県西部を主な管轄とした阿波運転免許センターが4月1日から供用を開始しておりました。新たな交流を創出するにぎわいの拠点として、有効に活用してまいります。

また、先月21日には、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークによる阿波子育て支援センターあおぞらの開所式が挙行されました。阿波市阿波地域交流センター内のこの施設は、児童と保護者の皆様が自由に集い、打ち解けた雰囲気ですり合い、遊び、交流できる子育て支援の拠点であります。さらには、この施設内には子育て世代が気軽に相談や情報を共有できるファミリー・サポート・センターを併設しております。阿波子育て支援センターあおぞらが、子どもたちの社会性や思いやりなど、コミュニケーションを培う場所になるよう、そして多くの皆様方から愛される場所になるよう、より一層尽力してまいります。

次に、4月13日、大塚製薬株式会社との間におきまして、健康増進に関する連携協定の調印を行いました。トータルヘルスケアカンパニーとして事業展開を行っている大塚製薬株式会社と連携し、健康に関する正しい知識の普及や取り組みを推進することによりまして、市民の皆様の健康増進につながるよう努めてまいります。

次に、4月22日、地域防災体制の充実・強化を目的として、従業員の消防団への入団促進や勤務時間中の消防団活動への協力、災害時における資機材の提供など、消防団活動にご協力をいただける事業者として吉野清掃社様に対しまして、阿波市消防団協力事業所の表示証を交付いたしました。事業者にご協力いただくことによりまして、従業員の方が消防団員として活動しやすい環境が整うことになり、消防団の活性化や市民生活の安全・安心につながるものと期待をしているところでございます。今後、さらに消防団協力事業所の増加に努め、地域一丸となった防災体制の充実強化に取り組んでまいります。

次に、先月19日、新型コロナウイルス感染症の影響による経済活動の自粛や消費低迷などによりまして厳しい状況に直面している県内農林水産業の維持及び地域活力の早期回復を図るため、本市の阿波郡東部農業協同組合と県南地域にある道の駅日和佐など、3団体との間におきまして、飯泉徳島県知事様立ち会いのもと、相互連携による農林水産業と地域活性化の維持・回復に関する協定書を締結いたしました。本協定は、本市の農産物や県南地域の海産物など、地域の特産品を相互販売することにより、新たな需要の創出や県内の消費喚起、また観光PRや交流促進を目的としておりまして、お互いの地域を豊かにする新たな試みであることから、大きな期待を寄せているところでございます。

次に、先月20日、阿波農村環境改善センターにおきまして阿波市消費者協会設立総会が開催され、旧4町の消費者協会が合併し、阿波市消費者協会が発足いたしました。近年の消費者を取り巻く環境は、高齢化の進行や情報化の進展など大きく変化しており、新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法や給付金に関する詐欺が多々発生しております。このような中、阿波市消費者協会が設立し、消費生活センターとの協働による消費者被害防止キャンペーンや啓発活動など、消費者行政の重要な役割を担っていただけるものと大きな期待を寄せているところでございます。

続いて、国等に対する要望関係でございます。

去る4月24日、私が会長を務める国営吉野川北岸二期土地改良事業推進協議会において、徳島県知事飯泉嘉門様に対しまして、国営事業の早期完成、関連事業の推進に必要な農業農村整備事業の予算確保について要望活動を行いました。本事業における市町村の負担割合につきまして、これまでの要望活動が実を結び、6%とすのご配慮をいただいたところでございます。

また、国営の事務所、(仮称)中国四国農政局吉野川北岸二期農業水利事務所が、令和2年8月ごろ、阿波市内に開設が予定されております。当初は9人体制で事業に着手し、進捗状況に応じまして順次職員が増員されることとなります。本市といたしましても、あわむすび内の阿波市阿波地域交流センターを国営事務所として使用していただけるよう、一日も早い事務所の開設と事業の着手に向けて、引き続き積極的に要望してまいります。

次に、第148回四国市長会議は書面表決となりましたが、国への要望事項として全国市長会議に提出する議案10件を取りまとめました。本市から提案いたしました緊急防災・減災事業債の期限延長について、地域公共交通確保維持事業の十分な予算の確保と、補助事業の採択要件の緩和について及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の上限単価の引き上げの3件については、採択されたところでございます。

次に、6月1日、知事・市町村長会議が県庁で行われ、飯泉知事様を初め県幹部職員と24市町村長の意見交換が行われました。知事からは、新型コロナウイルス感染症対策など重要施策の説明があり、市町村に協力の依頼がございました。一方、市町村長からは、地域の諸課題について意見が述べられたところでございます。

今後におきましても、機会あるたびに国等への要望活動を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上、報告を申し上げ、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。よろし

くお願いいたします。

~~~~~

日程第 4 議案第 4 1 号 令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 5 議案第 4 3 号 令和 2 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 6 議案第 4 4 号 阿波市税条例の一部改正について

日程第 7 議案第 4 5 号 阿波市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第 8 議案第 4 6 号 阿波市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 9 議案第 4 7 号 阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

日程第 10 議案第 5 0 号 阿波市介護保険条例の一部改正について

日程第 11 議案第 5 2 号 大俣公民館改築工事請負契約の締結について

○議長（松村幸治君） 日程第 4、議案第 4 1 号令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）についてから日程第 11、議案第 5 2 号大俣公民館改築工事請負契約の締結についてまでの計 8 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております議案につきまして、先議をお願いしたいので、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第 4 1 号令和 2 年度阿波市一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1 億 9, 0 2 5 万円及び財政調整基金 1 億 3 0 万 7, 0 0 0 円などを財源とする追加補正予算額 2 億 9, 0 8 0 万円でございます。

主なものといたしましては、市内に住所を有する 1 8 歳以下の子どもさんがいる世帯に対しまして、子ども 1 人当たり 1 万円を支給するあわっ子応援特別給付金事業や、徳島県と協調し、経営状況の厳しい農業者の方に融資額に応じた一時金を支給する新型コロナ対策農業者応援給付金事業、さらにはセーフティーネット保証制度等によりまして融資を受けられました事業者の方に対しまして、融資額に応じて最高 5 0 万円を支給する新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業、加えて家庭において児童・生徒さんがオンライン学習できるようタブレット端末等の貸し出しを行う家庭学習のための通信機器整備支援事業等の事業費を計上しております。

次に、議案第43号令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、追加補正予算額100万円でございます。

次に、議案第44号阿波市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第45号阿波市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入の減少が見込まれる場合などに保険税を減免する要件を規定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第46号阿波市国民健康保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対しまして傷病手当を支給するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第47号阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の改正に伴い、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第50号阿波市介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、収入の減少が見込まれる場合などに保険料を減免できる要件を規定するため、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第52号大俣公民館改築工事請負契約の締結につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上、本日先議をお願いいたします予算案件2件、条例案件5件、その他案件1件の計8件につきましてはの提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長より説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） おはようございます。

それでは、議案第41号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,080万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ232億9,870万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の補正予算（第2号）につきましては、新型コロナウイルス感染症に対し、感染拡大防止に係る対策や、市民の生活支援など緊急的に取り組むべき事業を主とした予算編成としております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、16款国庫支出金が1億9,049万3,000円の追加で計61億4,337万9,000円に、20款繰入金金が1億30万7,000円の追加で計18億9,797万6,000円となっており、補正後の歳入合計額は232億9,870万円となっています。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出といたしまして、3款民生費が6,773万5,000円の追加で計78億7,400万5,000円に、4款衛生費が314万2,000円の追加で計19億345万4,000円に、6款農林水産業費が3,000万円の追加で計7億7,142万2,000円に、7款商工費が1億1,839万円の追加で計3億8,045万6,000円に、9款消防費が2,699万8,000円の追加で計7億2,580万円に、10款教育費が4,453万5,000円の追加で計19億850万8,000円となっており、補正後の歳出合計額は232億9,870万円となっています。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

まず、歳入予算といたしましては、10ページ、11ページをお願いいたします。

16款2項国庫補助金の補正額1億9,049万3,000円の追加につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを見込むものでございます。

続いて、20款1項基金繰入金、補正額1億30万7,000円の追加につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算の主なものについて説明させていただきます。

12、13ページをお願いします。

3款1項社会福祉費、補正額200万円、2項老人福祉費、補正額644万2,000円の追加で、障害者施設や介護保険施設に対し、感染症予防のため衛生用品購入等に係る経費を従業員数に応じ、助成する事業でございます。

3款3項児童福祉費、補正額5,929万3,000円の追加で、主に市内に住所を有する18歳以下の子どもがいる世帯に対し、1人当たり1万円を支給するあわっ子応援特別給付金事業でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

4款1項保健衛生費、補正額314万2,000円の追加で、妊婦の方の育児用品への支援のため、給付金を支給します。

6款1項農業費、補正額3,000万円の追加で、経営状況の厳しい農業者に対し、融資額に応じた給付金を支給する新型コロナ対策農業者応援給付金事業でございます。

続いて、7款1項商工費、補正額1億1,839万円の追加で、主なものとしてセーフティーネット保証制度等による融資を受けられた事業者に対し、融資を受けた金額に応じて最大50万円を支給する新型コロナ対応！がんばる企業応援給付金事業などがございます。

続いて、9款1項消防費、補正額2,699万8,000円の追加につきましては、16ページ、17ページをお願いいたします。

主なものとして、指定避難所のパーティションなど購入する指定避難所感染症対策事業などがございます。

次に、10款1項教育総務費、補正額4,420万9,000円の追加で、主にパソコンがないご家庭でもオンライン学習ができるよう、タブレット端末を貸し出しする家庭学習のための通信機器整備支援事業などがございます。

以上、議案第41号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第2号）についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第43号から議案第47号までの市民部関連の5件について、続けてご説明させていただきます。

最初に、議案第43号の1ページをお開きください。

議案第43号令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによ

る。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出予算それぞれ100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,053万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の補正は、新しく新型コロナウイルス対策として傷病手当金の支給がされることに伴い、予算の補正を行うものでございます。

それでは、予算書の10ページをお開きください。

歳入について説明をいたします。

4款県支出金の県負担金・補助金の1目、保険給付費等交付金において100万円の追加補正額となっております。新しく新型コロナウイルス感染者へ傷病手当金の支給が開始されることに伴い、国の特別調整交付金にて財政措置されるためでございます。補正後の予算の総額は45億1,053万3,000円となっております。

次に、12ページをお開きください。

歳出につきましても、2款保険給付費の傷病手当諸費の1目にて、傷病手当金100万円の追加補正額となっております。阿波市における傷病手当金の支給見込み額でございます。補正後の予算の総額は45億1,053万3,000円となっております。

以上が議案第43号の説明でございます。

続きまして、議案第44号をお開きください。

議案第44号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及び蔓延防止のための措置が納税者に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことを受け、阿波市税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきまして、4点説明させていただきます。

まず、第1条におきましては、1点目として、生産性向上に向けた中小企業の新規投資促進のため、固定資産税の特例の適用対象に事業用家屋と構築物を追加し、適用期限を2年間延長いたします。

2点目につきましては、軽自動車税の環境性能割特例措置適用期限を6カ月延長いたしまして、令和3年3月31日までに取得されるものを対象といたします。

3点目といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予できる特例を設けます。

次に、第2条関連におきましては、4点目として、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対して、チケットなどの払い戻し請求権を放棄した者に個人住民税における寄附金控除の適用を行います。

施行日につきましては、1条関係については公布の日といたしまして、2条関係については令和3年1月1日といたします。

以上が議案第44号の説明でございます。

続きまして、議案第45号をお開きください。

議案第45号阿波市国民健康保険税条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

こちらの改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等に国民健康保険税の減免を行えるようにするため、条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により国保税の支払いが難しくなった次の条件を満たす世帯を国保税の減免の対象といたします。

新型コロナウイルス感染症の影響において、世帯の主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った場合において、世帯の主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、事業収入等の減少額が前年の10分の3以上であり、その事業収入等による所得以外の前年の所得合計金額が400万円以下であることが条件となっており、令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が定められている国保税を対象としております。

施行日につきましては公布の日からの施行とし、令和2年2月1日から適用いたします。

以上が議案第45号の説明でございます。

次に、議案第46号をお開きください。

議案第46号阿波市国民健康保険条例の一部改正について。

阿波市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

こちらの改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給することから、条例の一部を改正するものでございます。国民健康保険、後期高齢者医療保険に傷病手当金はございませんでしたが、このたびの改正により支給されることとなります。

主な改正点につきましては、阿波市国民健康保険の被保険者で次の条件を満たす者に対して、傷病手当金の支給を行う規定を追加するものでございます。

対象者といたしましては、被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者または発熱等の症状があり、感染が疑われる者です。

支給要件といたしましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間となります。

適用期間は、令和2年1月1日から9月30日の間で、療養のために労務に服することができない期間となります。

施行日は公布の日からといたします。

以上が議案第46号の説明でございます。

次に、議案第47号をお開きください。

議案第47号阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について。

阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

この改正につきましては、このたび徳島県後期高齢者医療広域連合におきまして、新型コロナウイルスに感染した被保険者へ傷病手当金を支給するため、徳島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部が改正されました。本市においても、傷病手当金の申請の受け付けを可能とするために、条例の一部を改正するものでございます。

手当金の支給につきましては広域連合が行いまして、阿波市は申請の受け付け事務を受け持つことから、条例に傷病手当金の支給申請に関する受け付けを追加するものです。

施行日は公布の日からとなります。

以上で議案第43号から議案第47号までの説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 議案第50号について補足説明をさせていただきます。

す。

議案第50号阿波市介護保険条例の一部改正について。

阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合などに、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間の納期限が定められている介護保険料の減免を行うための条例改正でございます。

減免の対象となる被保険者は、新型コロナウイルス感染により世帯の生計を主として維持する者が死亡または重篤な傷病を負った場合、または感染により世帯の生計を主として維持する者の事業収入などの減少額が例年の10分の3以上であり、減少することが見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得合計額が400万円以下である方が対象となっております。

施行日につきましては公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用といたしております。

以上、議案第50号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 阿部教育部長。

○教育部長（阿部仁子さん） 先議をお願いしております議案第52号につきまして補足説明をさせていただきます。

議案第52号をお開き願います。

議案第52号大俣公民館改築工事請負契約の締結について、下記のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

契約の目的につきましては、大俣公民館改築工事でございます。契約の方法は入札後審査方式一般競争入札、契約の金額は1億9,001万7,300円、契約の相手方は徳島県阿南市富岡町内町211番地、株式会社八千代組、代表取締役森本則明でございます。

本工事につきましては、4月27日に開札を行い、5月11日に仮契約を締結いたしました。

以上、議案第52号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認い

ただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

これより議案第41号、議案第43号から議案第47号、議案第50号及び議案第52号の8件について質疑に入ります。

通告がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題になっております8件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よつて、8件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結をいたします。

これより採決いたします。

議案第41号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について及び議案第43号令和2年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての2件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第41号及び議案第43号の2件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号阿波市税条例の一部改正についてから議案第47号阿波市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について及び議案第50号阿波市介護保険条例の一部改正についての計5件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第44号から議案第47号及び議案第50号の計5件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号大俣公民館改築工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村幸治君） ご異議なしと認めます。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（松村幸治君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第12 議案第42号 令和2年度阿波市一般会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第48号 阿波市老人ルーム条例の一部改正について

日程第14 議案第49号 阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する  
基準を定める条例の一部改正について

日程第15 議案第51号 阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に  
ついて

日程第16 議案第53号 徳島中央広域連合規約の変更について

日程第17 報告第2号 令和元年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につ  
いて

日程第18 報告第3号 令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につ  
いて

○議長（松村幸治君） 日程第12、議案第42号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第3号）についてから日程第18、報告第3号令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についてまでの計7件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤井市長。

○市長（藤井正助君） 本日提案させていただいております令和2年第2回阿波市議会定例会への提出議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会でご審議をお願いするのは、予算案件1件、条例案件3件、その他案件1件、報告案件2件の計7件でございます。

初めに、議案第42号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第3号）につきましては、追加補正予算額5億1,860万円でございます。

主なものといたしましては、県補助金を活用した高度環境制御栽培施設の整備のための

強い農業担い手づくり総合支援交付金事業や、スマートインターチェンジ整備事業などに伴う事業費等を計上しております。

次に、議案第48号阿波市老人ルーム条例の一部改正につきましては、阿波市公共施設個別管理計画に基づきまして、吉野庄境老人ルーム、吉野井ノ元老人ルームを用途廃止することから、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第49号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第51号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、大野神団地建てかえ事業の完了に伴いまして、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第53号徳島中央広域連合規約の変更につきましては、中央地区広域振興基金を廃止することから、規約の変更を行うものでございます。

次に、報告第2号令和元年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越事業20事業で繰越額合計は14億7,146万7,000円となっております。主な繰越明許費の事業といたしましては、国の補助事業としまして、学校教育ネットワーク整備事業の2億520万円、学校教育施設等整備事業の1億4,780万円、地方道整備事業の1億3,422万1,000円でございます。

次に、報告第3号令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、配水給水管布設替工事におきまして1億291万5,000円を、土成連絡管布設工事におきまして7,300万円を、小倉高区配水池築造関連工事において8,506万3,000円を繰り越すものでございます。

以上、議案等の提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましてはこの後担当部長より説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（松村幸治君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 議案第42号令和2年度阿波市一般会計補正予算（第3

号) について補足説明をさせていただきます。

令和2年度阿波市の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,860万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ238億1,730万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は、第2表地方債補正による。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の補正予算(第3号)につきましては、当初予算の成立後の追加変更によるものや、国県補助金の内示があったものについて追加計上をするものです。

まず、4ページをおあけください。

第2表地方債補正についてであります。

公共施設等整備事業債など3事業について限度額の変更をお願いするものであります。補正前の限度額総額19億円から7,250万円を増額し、補正後の限度額総額は19億7,250万円としております。

次に、歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明させていただきます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

まず、歳入の主なものにつきましては、12款地方交付税が9,958万5,000円の追加で計65億5,549万4,000円に、16款国庫支出金が5,875万9,000円の追加で計62億213万8,000円に、17款県支出金が2億7,690万6,000円の追加で計18億4,882万6,000円に、23款市債が7,250万円の追加で計19億7,250万円となっており、補正後の歳入合計額は238億1,730万円となっています。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、2款総務費が2,815万2,000円の追加で計61億5,135万6,000円に、4款衛生費が2,274万2,000円の追加で計19億2,619万6,000円に、6款農林水産業費が2億8,093万2,000円の追加で計10億5,235万4,000円に、8款土木費が1億6,133万円の追加で計10億9,448万円に、10款教育費が1,267万4,000円の追加で計19億2,118万2,000円となっており、補正後の歳出合計額は238億1,730万円

となっています。

次に、歳入歳出予算の詳細につきまして説明させていただきます。

10ページ、11ページをおあけください。

まず、歳入についてであります。

12款1項1目地方交付税、補正額9,958万5,000円の追加とし、普通交付税を見込むものであります。

続いて、その下段、16款2項8目土木費国庫補助金、補正額5,875万9,000円の追加で、主なものといたしましては、道路メンテナンス事業費補助金として3,236万7,000円などがございます。

続いて、その下段、17款2項6目農林水産業費県補助金、補正額2億7,655万3,000円の追加で、主なものといたしましては、農山漁村未来創造事業補助金4,997万7,000円や、民間企業が実施します高度環境制御栽培施設整備のための強い農業担い手づくり総合支援交付金2億2,369万5,000円などがございます。

続いて、12、13ページをお願いいたします。

23款市債、補正額7,250万円の追加で、主なものといたしましては、阿波地域交流センター駐車場用地購入に伴う総務債1,680万円や、地方道整備やスマートインターチェンジ整備事業に伴う道路橋りょう債4,090万円などであります。

次に、歳出についてであります。

14、15ページをお願いします。

2款1項総務管理費、補正額2,815万2,000円の追加につきましては、主に2目財産管理費、阿波地域交流センター用地購入費1,776万円でございます。

続いて、3款3項10目認定こども園費、補正額718万円の追加で、認定こども園施設整備事業に係る備品購入費であります。

続いて、4款2項1目清掃総務費、補正額2,274万2,000円の追加で、中央広域環境施設組合が準備を進めております新ごみ処理施設の施設整備局設置に伴う職員の人件費や事務費に対する負担金でございます。

続いて、16ページ、17ページをお願いいたします。

6款1項5目農業振興費、補正額2億8,046万1,000円の追加で、主なものといたしまして、民間企業が阿波町に整備を予定しておりますLEDを利用した植物工場に対する補助事業である強い農業担い手づくり総合支援交付金事業2億2,369万5,0

00円などがございます。

続いて、8款2項道路橋りょう費、補正額1億4,505万円の追加で、内訳につきましては、3目道路新設改良費として補正額800万円。

18、19ページをお願いいたします。

4目地方道整備事業費、補正額1億730万円の追加で、主なものとして、市内橋りょう点検委託料5,800万円や、市場町奈良坂東西線改良工事のほか3路線の工事請負費3,800万円でございます。

次に、6目周辺対策事業費、補正額1,175万円の追加で、主なものは設計監理委託料600万円でございます。

次に、7目スマートIC整備事業費、補正額1,800万円の追加で、地質調査業務やアクセス道路設計業務費などを計上しております。

8款4項住宅費、補正額1,606万円の追加で、国の交付金を活用した吉野町旭団地長寿命改善事業費であります。

20、21ページをお願いします。

10款1項教育総務費、補正額798万6,000円につきましては、学校施設長寿命化計画策定業務委託料、5項社会教育費、補正額468万8,000円につきましては、大俣公民館駐車場用地購入費などであります。

次に、22ページをお願いいたします。

この調書は、4ページの地方債補正の変更に基づき調製したものであります。表の右下、当該年度末現在高見込み額については、合計額は209億6,702万3,000円であります。

以上、議案第42号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 矢田市民部長。

○市民部長（矢田正和君） 議案第48号について補足説明をさせていただきます。

議案第48号阿波市老人ルーム条例の一部改正について。

阿波市老人ルーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、吉野庄境老人ルームと吉野井ノ元老人ルームが老朽化したことによりまして、2館を年度内に解体することから、別表の吉野庄境老人ルームの項及

び吉野井ノ元老人ルームの項を削らせていただきます。

施行日は公布の日からとなります。

以上で議案第48号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 妹尾健康福祉部長。

○健康福祉部長（妹尾浩子さん） 議案第49号について補足説明をさせていただきます。

議案第49号阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

改正内容といたしましては、放課後児童支援員認定資格研修について、都道府県知事または指定都市の長が行う研修に加え、中核市の長が行う研修も対象となります。

施行日につきましては公布の日といたしております。

以上、議案第49号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 川野建設部長。

○建設部長（川野一郎君） 議案第51号について補足説明をさせていただきます。

議案第51号阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の改正につきましては、阿波市営住宅ストック総合活用計画に基づき、大野神団地建てかえ事業が完了したことに伴い、大野神団地の位置の改正が必要となることから、条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正内容といたしましては、別表の1、表中大野神団地の位置について、阿波市吉野町西条字大野神33番地を阿波市吉野町西条字大野神39番地1に改めるものでございます。

施行日につきましては公布の日から施行し、令和2年4月1日からの適用としております。

以上、議案第51号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（松村幸治君） 野崎企画総務部長。

○企画総務部長（野崎圭二君） 議案第53号徳島中央広域連合規約の変更についてと、報告第2号令和元年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第53号徳島中央広域連合規約の変更について。

徳島中央広域連合の中央地区広域振興基金を廃止するため、徳島中央広域連合規約を次のとおり変更することについて、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

今回の規約の変更につきましては、これまで中央地区広域振興基金の運用益を財源としてさまざまなソフト事業を実施してきました。現在、事業開始から25年が経過し、当初の事業目的及び役割について一定の効果を達成したと判断し、令和2年度末に当該基金を廃止するものです。当該基金の原資分及び運用益分は案分率に応じて構成市に返還されます。

施行日につきましては令和3年4月1日でございます。

以上、議案第53号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

次に、報告第2号について補足説明をさせていただきます。

報告第2号令和元年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和2年6月8日提出、阿波市長。

令和元年度阿波市一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、学校教育ネットワーク整備事業を初め、20事業の繰越明許費について記載をさせていただいております。

翌年度繰越額の合計は14億7,146万7,000円で、財源内訳につきましては、国県支出金5億9,375万4,000円、地方債6億5,720万円、その他7,141万2,000円、一般財源といたしまして1億4,910万1,000円となっております。

次に、国の補助事業として、主な繰越事業といたしましては、学校教育ネットワーク整

備事業費 2 億 5 2 0 万円、屋外トイレを整備するため、学校教育施設等整備事業費 1 億 4, 7 8 0 万円や、地方道整備事業費 1 億 3, 4 2 2 万 1, 0 0 0 円、県補助事業としてトマトパーク徳島への補助、強い農業担い手づくり総合支援交付金事業費 3 億 6, 4 0 0 万円などです。そのほか、認定こども園整備事業費 1 億 7, 1 7 6 万 1, 0 0 0 円、庁舎北側公園整備事業費 1 億 2 4 0 万円、上水道出資事業費 6, 4 8 0 万円となっております。

地域インフラの整備や住民福祉を充実させ、市民生活の向上を図るため、これらの事業を早期竣工に努めてまいります。

以上、報告第 2 号の補足説明とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 藤野水道部長。

○水道部長（藤野芳大君） 報告第 3 号について補足説明をさせていただきます。

報告第 3 号令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書について。

地方公営企業法第 2 6 条第 3 項の規定により、次のとおり報告する。

令和 2 年 6 月 8 日提出、阿波市長。

次のページをお願いいたします。

令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第 2 6 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額が 2 億 6, 0 9 7 万 8, 0 0 0 円となっております。

その概要は、1 款資本的支出 1 項建設改良費の配水施設費に予算計上しておりました工事請負費の計 3 億 4, 6 8 8 万円のうち、支払い義務発生額を除いた 2 億 6, 0 9 7 万 8, 0 0 0 円を繰り越すものでございます。

内訳でございますが、事業名、配水給水管布設替工事として、支払い義務発生額を除いた翌年度繰越額が 1 億 2 9 1 万 5, 0 0 0 円でございます。財源につきましては、企業債 4, 8 8 0 万円、当年度損益勘定留保資金 5, 4 1 1 万 5, 0 0 0 円を予定しております。

次に、事業名、土成連絡管布設工事として、翌年度繰越額が 7, 3 0 0 万円でございます。財源につきましては、出資金 3, 1 6 0 万円、企業債 1, 9 6 0 万円、当年度損益勘定留保資金 2, 1 8 0 万円を予定しております。

次に、事業名、小倉高区配水池築造関連工事として、支払い義務発生額を除いた翌年度繰越額が 8, 5 0 6 万 3, 0 0 0 円でございます。財源につきましては、出資金 3, 3 2

0万円、企業債2,450万円、当年度損益勘定留保資金2,736万3,000円を予定しております。

繰り越しの理由につきましては、関係機関との協議、調整の結果等でございます。

以上、令和元年度阿波市水道事業会計予算繰越計算書についての報告とさせていただきます。

○議長（松村幸治君） 以上で補足説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 請願第1号 徳島県主要農作物種子条例制定を求める請願

○議長（松村幸治君） 次に、日程19、請願第1号徳島県主要農作物種子条例制定を求める請願を議題といたします。

紹介議員であります出口治男議員に説明を求めます。

出口治男君。

○18番（出口治男君） それでは、請願第1号徳島県主要農作物種子条例制定を求める請願について、紹介議員として説明をさせていただきます。

朗読いたします。

請願趣旨。主要農作物種子法が平成30年4月1日をもって廃止されました。種子法の基本にあるのは、その法律制定時の理念、国民を二度と飢えさせないということでした。その法のもと、今まで私たちは安価で安心しておいしいお米を食べることができ、麦類、大豆類の主要穀物の安定的な供給の恩恵を受けてきました。しかし、主要農作物種子法の廃止により、各県が行ってきた種子の改良や安定供給の取り組みに法的な裏づけがなくなり、今後稲などの種子価格の高騰や地域条件に適合した品種の生産普及などが衰退するのではないかとの不安が広がっています。主食であるこれらの種子の安定供給は、国の食糧安保のために確保されなければならないと思います。

全国で種子条例を求める声は大きくなっています。4月現在、制定順に言いますと、兵庫、新潟、埼玉、山形、富山、北海道、岐阜、福井、宮崎、鳥取、熊本、石川、長野、宮城、栃木、茨城、愛知、鹿児島、18道県が制定され、条例制定に向けて準備をしているのが、岩手、島根、三重、広島、群馬、滋賀の6県あり、国内半数以上の県で条例制定や検討をしております。さらに、徳島、高知、福岡、沖縄、千葉県においても農業団体や県民から条例制定を求める動きがあります。

徳島県においては、法廃止後、徳島県稲、麦類及び大豆種子生産実施要綱により、本県

における主要農作物の稲、麦類及び大豆の種子の安定的な生産及び普及を継続されているが、法的拘束力のない要綱は当面の間という不安定な措置であり、気候変動に左右される栽培条件において、種子の安定供給、安定価格維持、食糧安定生産のためには、現行の種子生産・普及体制を生かし、本県農業の主要農作物の優良な種子の安定供給や品質確保の取り組みを後退させることなく、さらには農業者や消費者の不安を払拭させるため、主要農作物種子法にかわる県条例の制定が必要です。

以上の趣旨から、地方自治法第99条に基づき、徳島県主要農作物種子条例を制定することを求める意見書を決議していただけるようお願いいたします。

以上でございます。ご審議いただきまして、採択されますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松村幸治君） 説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号については、会議規則第141条の規定により、お手元に配付の請願文書表のとおり産業建設常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

次回は、6月17日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時36分 散会